

この度は ヴィクトリーツアー株式会社 にお申込み頂き、誠に有難うございます。
ご出発前の諸手続きに関しまして重要な事項を記載しておりますので、必ずご熟読頂きますよう、お願い申し上げます。
弊社では手配旅行約款にのっとりサービスを提供しております。

詳しくは弊社ホームページをご覧ください。 <http://www.vic-tour.com/foot/contract.html>

◆◆◆お申込みに関して◆◆◆

- ご予約内容を確認後、指定期日迄にお振込み下さい。(総額¥50000-以下は全額お願い致します)
指定期日迄にご入金確認されない場合には、ご予約の保証はできかねますのでご注意ください。(お振込み手数料は、お客様負担でお願い致します)
- カード決済の場合は決済日に決済エラー等で決済が完了できない場合はご予約の保証が出来かねますのでご注意ください。
- お振込みの際の振込み人名は、ご旅行代表者様名義でお願い致します。お振込み名義が異なる場合(企業名など)には事前にお知らせ下さい。
- お客様よりご入金又はクレジットカード情報を頂いた時点で、日程表の記載内容は、お客様がお申込み頂いた内容と相違が無かったものと判断させて頂き手配を進めさせて頂きます。
- お名前のローマ字スペルが一文字違っていても搭乗出来なくなります。
渡航者のお名前(パスポート記載のローマ字の綴りと同一か)を必ずご確認ください。万が一、記載名と異なる場合にはご搭乗は出来ません。また、手配の途中で発覚した場合は、予約記録を全てキャンセルし、再度、新規予約手配となりますので、十分にお気を付け下さい。(下記の取消し料金がかかります)(性別表記 MR=男性 MS=女性 MSTR=12歳未満の男性 MISS=12歳未満の女性)
- パスポート情報、生年月日等の情報を事前に登録が必要な航空券は出発日当日のパスポート情報と事前登録情報が一致していない場合は航空券の再発券が必要となり、規定の変更料が発生いたします。また当日事前情報との不一致が発覚した場合はご搭乗が出来なくなりますので、十分注意をして頂きますようお願いいたします。
- 全ての航空券は経路変更・途中区間の権利放棄・旅行開始後の未使用区間の払戻しは一切出来ません。
復路を利用されなかった場合・旅程表以外の経路に変更した場合・その他の事情によりご予約確認書通りの行程で航空券をご使用されなかった場合は、後日追加徴収をさせて頂く場合がございますので、ご注意ください。
- ご搭乗予定の航空機に乗り遅れた場合には、航空券の払戻しや他航空会社への振替えは出来ません。再度、新規航空券を購入して頂く必要がございます。
- 往路便未使用の場合は、復路便は取消しとなります。また、複数区間をご利用の場合、途中区間未使用な時でも、それ以降の全区間が無効となります。
- オープン航空券(帰国便変更可能)以外は現地での日程変更は出来ません。オープン航空券での発券で現地にて日程の変更をする際は成田出発時に確保ができていない復路旅程の前日までに変更を済ませるようにしてください。各航空券の条件に沿った空席がある場合にのみ変更の受付が可能となります。
復路週末料金の事前徴収が必要なオープン航空券は事前に復路週末料金をお支払い頂いていない場合は変更することができません。
- 航空会社の都合や天災(台風など)により、ご出発直前に出発日・出発便・ルート変更をお願いする事もございます。
- お客様が旅行前・旅行中に天災などの不可抗力や、お客様の不注意により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねますので、予めご了承下さい。
- 座席番号につきましては一切保証しておりません。
- 予約再確認(リコンファーム)が必要な場合は、ご利用便出発時刻の72時間前迄に利用航空会社に連絡し手続き下さい。再確認を怠りますと、予約が取消される場合がございます。その場合は他の便への振替えは一切出来ません。十分にお気を付け下さい。
- 現地にて復路便のスケジュール変更が生じる場合がございます。各自航空会社に直接ご確認をお願いします。
- マイレージ登録について
事前登録を受け付けた際でも当日往復共に空港での提示も確認の為にお願いします。
後日万が一登録されていないことが発覚した場合でも弊社では一切責任を負えませんので、御了承下さいませ。
事後登録が必要な場合は搭乗証明書発行の際に手数料を請求させて頂く場合がございます。
- 旅行代金はお申込み時の航空運賃・外国諸税・各種税金が適用となります。但し利用交通機関の運賃や航空燃油費を含めた外国諸税の変更など、当社の管理し得ない事由により料金変更が生じた場合には、ご入金後であっても、旅行代金を変更させて頂く場合がございます。
- 旅行代金とは、航空券運賃+航空保険特別代金+燃油サーチャージ+現地出国税等の諸税+空港使用料+発券手数料の合計金額といたします。

◆ ◆◆旅行代金取消し料金(キャンセル)及び変更料金◆◆◆(お一人様)

取消し及び変更日	取消し料金	変更料金(一回につき)
予約日 ~ 発券日前日まで	¥15,000	¥10,000
発券日 ~ 出発日当日及び不搭乗	旅行代金の100%	旅行代金の100%

■上記の取消し料金が該当航空券代金より高額な場合は、該当旅行代金全額をもって取消し料金とさせていただきます。

■航空券発券後に取消し・変更が生じた場合、「出発日の前日・航空券発券後」の料金が適用されます。(E-TICET 事前お受取りご希望のお客様など)

■ご予約の取消し及び変更の際は弊社ご予約担当者まで平日 18 時前までにご連絡ください。

■航空券変更に伴う航空券代金の差額は、変更手数料とは別途徴収させていただきます。

■弊社の不可抗力により返金が生じた場合は、返金手数料として 3,300 円を領収させていただき、振り込み手数料はお客様のご負担となります。

■航空会社正規割引運賃などは、ご利用航空会社及び航空券種類により上記と異なる取消し料金又は変更料金を頂く場合がございます。

■お客様のご都合により変更する便が満席、又は予約が取れずに取消しする場合も取消し料金が適用されます。

■査証(ビザ)が不承認となり、お客様都合によりお取り消しする場合なども、取消し料金が適用されます。

■他代理店とのダブルブッキングの場合は記録が自動キャンセルとなる場合がございます。

◆◆◆ご予約の最終確認について◆◆◆

お手元に届いているご予約確認書(お名前・旅程など)に相違が無ければ、最終確認とさせていただきます。万が一、ご予約確認書と異なる点がございましたら大変

お手数ですが至急ご連絡下さい。

◆◆◆航空券代金お支払い後◆◆◆

★出発前までにE-チケットをメール又は FAX にて送信いたします。E-チケットを空港チェックインカウンターまで直接お持ちください。

★E-チケットとは、従来のような予約情報を航空券に印刷するのとは異なり、日程表とパスポートをご利用航空会社でのチェックインの際に、係員に提示するだけで搭乗手続きができます。万が一の紛失や盗難の際の心配もございません。また、E-チケットの控えをお持ちでない場合も、搭乗のお手続きは可能ですので、ご安心くださいませ。

◆◆◆訪問国での搭乗手続き◆◆◆

指定の集合時刻はございませんが、出発時刻の 2 時間前を目安にチェックインする事をおすすめいたします。

■アメリカ国内線機内持ち込み荷物の注意点

ご利用航空会社によってはアメリカ国内線の搭乗時に機内持ち込み荷物の受諾手数料が発生する場合がございます。詳しくはご利用航空会社に直接お問い合わせください。

●機内持込禁止物の確認を各自お願い致します。

http://www.narita-airport.jp/jp/security/master_sheet/index.html

●●●重要●●● パスポートの有効期限及び訪問国入国の際のパスポート残存有効期間や査証(ビザ)の有無はお客様自身で必ずご確認ください。万が一入国できない場合、弊社では責任を負いかねますので、予めご了承下さい。(特に片道航空券での入国や経由便利用時の経由地の査証など)

◆◆◆ESTA について◆ IC 旅券が必要です ◆ 米国を滞在・経由する全旅客が申請対象となります。

2009 年 1 月 12 日以降、米国の法律によりビザ免除プログラムを利用して航空機または船で渡航するすべての渡航者に対して搭乗または乗船する前に電子渡航認証の取得が義務付けられ、エスタ(ESTA)が未承認の場合、航空機等への搭乗や入国が拒否されます。

この旅行に参加頂く場合は、遅くとも旅行開始の 72 時間前までに、米国の ESTA(電子渡航認証システム)に従い認証を受ける必要があります。ESTA の認証は、お客様ご自身で、<https://esta.cbp.dhs.gov/> のホームページから申請してください。日本語で対応しています。

なお、認証を拒否された方は米国大使館等から査証(ビザ)を取得する必要があります。

日本国籍以外の方は当プログラムが適応されるか予めご自身でご確認下さい。

●米国へ渡航予定のお客様へ

パスポートに関するお知らせ

米国政府は、同国のテロ対策包括法に基づき、2004 年 10 月 26 日から「機械読み取り式でない旅券」を所持している外国人が米国へ入国(通過を含む)する場合には、入国前に査証(ビザ)を取得することを求めています。

なお、日本国内の都道府県旅券事務所で発給された旅券は全て「機械読み取り式旅券」となっておりますので今回の米国の方針変更には影響されません。

「機械読み取り式でない旅券」も従来通り旅券として使用できますが、米国への短期滞在目的の入国について従来は免除されていた査証(ビザ)が新たに必要とされることになったものです。

◆◆◆eTA について◆◆◆カナダを滞在・経由する全旅客が申請対象となります。

電子渡航認証システム(Electronic Travel Authorizations:eTA)は、カナダ市民権・移民省(CIC)により2016年3月15日から義務化されています。

<http://www.cic.gc.ca/ftp/eta/pdf/factsheet-feuilleinfo/japanese-high.pdf>

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

ヴィクトリーツアー株式会社 神奈川県知事登録旅行業第3-893号

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-14-8 オフィス新横浜 805

TEL 045-470-0445 FAX 045-470-0452 URL: <http://www.vic-tour.com> E-mail: air@vic-tour.com